

瑞浪市林業就業移住支援金交付規則

(趣旨)

第1条 瑞浪市は、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるために、瑞浪市内への移住・定住の促進及び「将来の林業を支える人を呼び込む」ことを目指し、岐阜県と共同して行う岐阜県林業就業移住支援事業において、岐阜県以外から転入した者が、瑞浪市内に移住して林業に就業した場合、予算の範囲内において林業就業移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、支援金の交付については、岐阜県林業就業移住支援事業実施要領（令和2年8月11日森第379号岐阜県林政部長通知。以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この規則に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都（東京23区及び条件不利地域を除く。）、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(交付金額)

第3条 支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付対象者)

(交付対象者)

第4条 支援金の対象となる者は、第1号及び第2号の要件に該当するものとし、世帯の申請をする場合にあつては、これに加えて第3号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件として次のいずれかに該当する者。

(ア) 岐阜県以外からの転入者で住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていない者。

(イ) 岐阜県以外からの転入者で瑞浪市に転入する直前に、連続して1年以上東京23区に在住していた者又は連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区内の事業所等に通勤していた者でないこと。

イ 移住先に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和2年4月1日以降に瑞浪市へ転入したこと。

(イ) 支援金の申請時において、瑞浪市への転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 瑞浪市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(エ) 地域住民との親睦を図り、自治活動に参加するために、自治会に加入すること。

(オ) 申請時において、瑞浪市に市税等の滞納がないこと。

ウ その他の要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有している者でないこと。

(イ) 日本人である者又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) 岐阜県又は瑞浪市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、「森のジョブステーションぎふ」において求人登録されている林業事業体であること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

ウ アの求人への応募日が、「森のジョブステーションぎふ」において
求人が掲載された日以降であること。

エ 支援金の申請日から3年以上、「森のジョブステーションぎふ」に
求人登録している林業事業体に継続して勤務する意思を有している
こと。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の
雇用であること。

(3) 世帯に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含
む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属
していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以
降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入
後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、瑞浪市暴力団排除条
例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を
有している者でないこと。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の申請者は、林業就業移住支援金交付申請書（様式第1号）
に次に掲げる書類を添えて、瑞浪市に転入した後、3か月から1年までの
期間に市長に提出しなければならない。

(1) 定住等に係る誓約書（様式第2号）

(2) 市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第3号）

(3) 移住先の就業先の就業証明書（様式第4号）

(4) 住民票（世帯主・続柄の省略されていないもので世帯員全員分）

(5) 顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）

(6) 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での在
住地及び在住期間を確認できる世帯員全員分の書類

(7) 移住する直前に退職した企業等の在職証明書その他の移住元での

在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、就業先が「森のジョブステーションぎふ」に求人登録されているかを確認するため、公益社団法人岐阜県森林公社から「森のジョブステーションぎふ」求人登録証明書（様式第5号）の発行を受け、その内容を審査し、支援金の交付の適否を決定し、速やかに林業就業移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は林業就業移住支援金交付請求書（様式第7号）により、市長に支援金を請求するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 岐阜県及び瑞浪市は、岐阜県林業就業移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県林業就業移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還請求)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合、支援金の全額の返還を請求する。ただし、就業している林業事業体の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び瑞浪市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 支援金の支給申請日から5年以内に瑞浪市から転出した場合

(3) 支援金の支給申請日から3年以内に林業以外の職種に転職した場合又は職を辞した場合

(4) 居住、就業の実態がないことが明らかになった場合

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と瑞浪市が協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

申請日 年 月 日

瑞浪市長 様

林業就業移住支援金交付申請書

瑞浪市林業就業移住支援金交付規則第6条に基づき、林業就業移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	
氏名	⑩	生年 月日	年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 林業就業移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数（1の申請者は含まない）	人
-------	----	----	------------------------------------	---

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「林業就業移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「岐阜県林業就業移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、瑞浪市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
「森のジョブステーションぎふ」で求人登録されている林業事業体に就業し、申請日から3年以上、当該林業事業体等に継続して勤務する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
就業先との雇用形態は「週20時間以上の無期雇用」となっている	A. 該当する	B. 該当しない

※各種確認事項のB.に○を付けた場合は、林業就業移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 瑞浪市に転入前の在勤履歴（※直近から概ね5年前までの在勤履歴と居住地を記載）

期間	就業先	就業地	居住地

※住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住した履歴又は東京圏（東京23区及び条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に勤務した履歴がある場合、林業就業移住支援金の支給対象となりません。

(様式第 1 号別紙 1)

林業就業移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県林業就業移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び瑞浪市から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、瑞浪市林業就業移住支援金交付規則に基づき、移住支援金の全額を返還します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

 - (2) 申請日から 5 年未満に瑞浪市以外の市区町村に転出した場合

 - (3) 申請日から 3 年以内に林業以外の職種に転職した場合又は職を辞した場合

 - (4) 居住、就業の実態がないことが明らかになった場合

(様式第 1 号別紙 2)

岐阜県林業就業移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び瑞浪市は、岐阜県林業就業移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岐阜県及び瑞浪市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び瑞浪市は、当該個人情報について、他の市町村において実施する林業就業移住支援事業の円滑な実施等のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

申請に必要な書類

定住等に係る誓約書（様式第 2 号）
市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第 3 号）
移住先の就業先の就業証明書（様式第 4 号）
住民票（世帯主・続柄の省略されていないもので世帯員全員分）
顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）
移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる世帯員全員分の書類
移住する直前に退職した企業等の在職証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

瑞浪市長 様

定住等に係る誓約書

私は、瑞浪市の住民として定住の意思をもって5年以上居住し、地域住民との親睦を図り、自治活動に参加するために、自治会に加入します。

また、市税等の滞納はなく今後も滞納しません。世帯員全員が、瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係ではありません。

瑞浪市林業就業移住支援金交付規則第9条に該当することとなったときは、同条の規定に基づく返還請求に従い、既に交付を受けた移住支援金の全額を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

様式第3号（第5条関係）

瑞浪市長 様

市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書

瑞浪市林業就業移住支援金交付規則（以下「規則」という。）に基づく支援金の申請における交付決定に際し、規則第4条の規定による交付対象者への該当及び第9条の規定による移住支援金の返還要件の該当を確認するため、申請者及びその世帯全員について、下記のことを担当職員が確認することに同意します。

記

1. 市税等の滞納の有無を確認するための市税等の納付状況

※市税等：市税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、幼稚園授業料その他市が賦課をする公租公課をいう。

2. 居住していることを確認するための住民票

年 月 日

住 所

氏 名 印

氏 名 印

氏 名 印

氏 名 印

氏 名 印

※義務教育修了前の子を除く世帯全員が、署名及び捺印をしてください。また、5年以内に義務教育を修了する子については、義務教育修了後に署名及び捺印した同意書の提出をお願いします。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

瑞浪市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（林業就業移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用

「森のジョブステーションぎふ」への求人掲載実績	求人番号	
	掲載開始日	

林業就業移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び瑞浪市の求めに応じて、岐阜県及び瑞浪市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

瑞浪市長 様

（公社）岐阜県森林公社理事長 印

年度「森のジョブステーションぎふ」求人登録証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

事業者名	
代表者名	
事業者所在地	
求人登録の有無	有り ・ 無し
求人管理番号	

求人掲載開始日	
---------	--

(※求人登録有りの事業者は、求人管理番号と求人掲載開始日を記載する)

様式第6号（第6条関係）

瑞浪市指令第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

林業就業移住支援金交付（不交付）決定通知書

瑞浪市林業就業移住支援金交付規則第6条の規定に基づき、以下のとおり林業就業移住支援金を交付することを決定しましたので、通知します。

記

1. 林業就業移住支援金を交付します

林業就業移住支援金 _____ 円

2. 次の理由により交付できません

(備考)

1 瑞浪市は、瑞浪市林業就業移住支援金交付規則の規定に基づき、以下の場合には、林業就業移住支援金の全額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- ・申請日から5年以内に瑞浪市以外の市区町村に転出した場合
- ・申請日から3年以内に林業以外の職種に転職又は職を辞した場合
- ・居住、就業の実態がないことが明らかになった場合

2 瑞浪市は、瑞浪市林業就業移住支援金交付規則の規定に基づき、岐阜県林業就業移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第7号（第7条関係）

瑞浪市長 様

林業就業移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった林業就業移住支援金について、瑞浪市林業就業移住支援金交付規則第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

振込口座

金融機関名			
支店名			
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※申請者名義の上記口座の通帳の写しを添付してください。